横浜市行政不服審査会答申
（第38号）

平成30年６月20日

横浜市行政不服審査会

1　審査会の結論

「市民税・県民税（平成29年度第３期分）係る督促処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2　事案概要

本件は、港北区長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して、市民税・県民税（平成29年度第３期分）に係る督促処分（平成29年11月29日付け。以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人は、処分庁が障害者の権利利益を侵害して本件処分をすることに不服があるとして、その取消しを求めて審査請求をした事案である。

3　審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

処分庁は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第２条及び第３条の義務を果たすことなく、障害者の権利利益を侵害して督促処分をしたものであって、本件処分は違法又は不当である。

4　処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 審査請求人は、「平成29年度（現年度）個人市県民税普通徴収第３期」分30,000円について、納期限となる平成29年10月31日までに完納しなかった。そのため、処分庁は、審査請求人に対して、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第329条及び横浜市市税条例（昭和25年８月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）第15条の規定により、同年11月29日付けで督促状を送付し、本件処分をした。

(2) 審査請求人は、本件処分は、精神保健福祉法第２条及び第３条の義務を果たすことなく、障害者の権利利益を侵害して督促処分をしたものであって、違法又は不当である旨主張するが、処分庁は、法及び条例に基づいて督促処

分を行ったものであり、本件処分は適法かつ妥当である。

5　審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6　判断理由」に記載のとおりとしている。

6　審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6　判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法及び条例の規定に基づく本件処分に係る手続について

法第 329 条第１項は、市町村民税に係る督促について、納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない旨定めている。また、同条第３項は、「特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第１項に規定する期間と異なる期間を定めることができる」と定め、これを受け、条例第 15 条は、「納税者または特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合に納期限後 20 日以内に発しなければならない督促状について、市長が特に必要を認める場合においては、納期限後 30 日以内に発することができるものとする」と定めている。

そして、法第 334 条は、個人の道府県民税に係る督促について、「市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合においては、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についてあわせて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする」と定めている。

したがって、処分庁は、納税者が市民税及び県民税を納期限までに完納しない場合においては、納期限後 30 日以内に督促状を発することとなる。

これを本件についてみると、処分庁は、審査請求人が「平成 29 年度（現年度）個人市民税・県民税普通徴収第３期」分 30,000 円を納期限である平成 29 年 10 月 31 日までに完納しなかったため、納期限後 30 日以内である同年 11 月 29 日付けで督促状を発し、本件処分をしたことは証拠から容易に認

めることができる。

したがって、本件処分は、法及び条例の定める手続に従った適法かつ妥当なものといえる。

(2) 精神保健福祉法第２条及び第３条の義務を果たすことなく、督促処分をすることの適法性・妥当性等について

審査請求人は、本件処分について、精神保健福祉法第２条及び第３条の義務を果たすことなく、障害者の権利利益を侵害して督促処分をしたものであって、違法又は不当である旨主張する。

この点、精神保健福祉法第２条は、「国及び地方公共団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによって精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。」と規定する。また、精神保健福祉法第３条は、「国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。」と規定する。

処分庁が、一般的に、精神保健福祉法第２条の義務を負うとしても、法及び条例には、納税者が精神障害者であることのみを理由に督促処分を行うことができないとする定めは何ら見当たらないから、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 結語

以上のとおりであるから、本件処分は適法かつ妥当であって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、５の審査庁の裁決についての判断は、妥当であ

る。

≪　参　考　１　≫

審理員の審理手続の経過

年　月　日	審　理　手　続　の　経　過
平成30年１月25日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
平成30年２月14日	・弁明書の受理
平成30年２月20日	・弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年３月15日	・反論書等の提出再依頼
平成30年５月７日	・審理手続の併合について
平成30年５月８日	・口頭意見陳述の希望日時について
平成30年５月15日	・審理手続の終結
平成30年５月16日	・審理員意見書の提出

≪　参　考　２　≫

審査会の調査審議の経過

年　月　日	調　査　審　議　の　経　過
平成30年５月16日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
平成30年６月20日	・調査審議